

緊急事態宣言の期間延長に伴い

【三原市新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策】及び 【緊急事態対策】を6月20日まで延長します

回 覧

新型コロナウイルス感染
拡大防止に向けた三原市
の対応について

(第13版)

本市では、市独自の「警戒宣言」の発出や「緊急事態対策」の実施など、市民の皆さまにより強い外出の自粛をお願いしているところですが、その結果、新規感染者数は、国の基準の「ステージ4」であったものが、「ステージ2」へ下がり、市民の皆さまのご協力に感謝を申し上げます。

しかし、本市を含む県内においては、依然、「ステージ4」の感染爆発の感染状況にあり予断を許さない危機的状況であることから、「緊急事態宣言の期間」が延長されました。

三原市においても、県内における、感染力が強い「変異株の流行」や、病床のひっ迫具合の上昇により医療提供体制が危惧されるなど、感染の再拡大が起こりかねない状況です。また、家庭への感染の連鎖により、未就学児や小中学生、重症化しやすい高齢者への感染が懸念されていることから、対策期間を延長することとなりました。

市民の皆さまには、行動自粛などが延長されることにより、ご不便をおかけしますが「緊急事態」の重さをご理解いただき、今一度、気を緩めることなく、感染防止対策の徹底に取り組んでいただくようお願いいたします。

【三原市緊急事態対策】6月20日まで

- 1 市主催イベント等の中止または延期
- 2 公共施設の貸館休止・臨時休館，屋外施設使用について自粛要請
- 3 地域での会合・イベント等の中止または延期を要請します。
- 4 市民及び事業者への要請

感染を拡げないように、次の5つのことを徹底してください。

【市民・事業所への外出自粛要請など】

- 1 生活必需品の買い物を含め、週末、平日に関わらず、外出半減を
- 2 職場での感染防止対策を徹底（マスク着用，3密の回避，昼食休憩の分散，換気等）
- 3 同居の家族以外との食事をしない
- 4 県内を含め，他地域に行かない，呼ばない
- 5 軽い症状でも，すぐにかかりつけ医か県の積極ガードダイヤル
電話番号【082-513-2567】に相談し，検査を受ける
本人，同居の家族が，検査を受けた場合は，結果判明までは
自宅待機してください。

～市内の感染拡大防止のために、市民お一人おひとりのご協力をお願いします。～

<発行> 三原市感染症対策本部

問合せ先 保健福祉課 電話 0848-67-6053

令和3年5月29日発行